

ワークシート・資料編

I ワークシート

授業テーマ あなたは明治政府にどんな憲法案を提案するか？

明治政府は 1890 年の国会開設に向けて、憲法調査のため欧州に伊藤博文らを派遣しました。あなたはその一員になり、各国の憲法や政治を調べ明治政府に条文案を提案してください。グループを三つ作り、提案班 a・b と明治政府班に分かれます。提案班 a・b は明治政府班に憲法案をプレゼンし、明治政府班はどちらを採用するか判断します。

1 グループワーク

(1) グループ分け

あなたのグループは（ 提案班 a ・ 提案班 b ・ 明治政府班 ）

役割 1（ ） 役割 2（ ） 役割 3（ ） 役割 4（ ）

名前（ ） 名前（ ） 名前（ ） 名前（ ）

(2) 提案の検討（15分）

各国の憲法（資料 1）を参考に、憲法に入れるべき内容を検討します。比較できるように①国家のあり方（政治体制や主権者）と②国民の権利をどうするかを必ず盛り込んでください。また、各国の憲法のどの部分を参考にしたか、なぜそれが日本にふさわしいのか採用理由を提案してください。その条件を満たせば後は自由に考えてかまいません。政府班もどんな提案がなされるか、どう評価するか方針を立てておきましょう。

（15分）

①	
②	

(3) プレゼン（5分）

それぞれ 2 分で政府班にプレゼンを行います。政府班はもちろん、相手班の発表もよく聞いておきましょう。

--

(4) 政府班の審議（3分）

政府班は判断のポイントを基に各班の提案を検討し、どちらを採用するか決めてください。提案班は待っている間に相手の班の提案を評価してみましょう。

	政治体制	国民の権利	表現	総合評価
a 班	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C
b 班	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C	A ・ B ・ C

A：規準より優れている B：規準を満たしている C：規準を下回る

【判断のポイント】

政治体制	国民の権利	表現
日本にふさわしい政治体制に関する条文を、各国憲法を参考に提案しているか。	日本にふさわしい国民の権利に関する条文を、各国憲法を参考に提案しているか。	提案の説明はわかりやすく、論理的であるか。

(5) 政府班の評価（1分）

1分で検討の結果を各班に伝達します。提案班が納得できるようどの部分を評価したか、どこが不十分であったか説明してください。明治政府班が提案班 a と b のところへ行って伝えてください。

2 解説・まとめ

(1) 伊藤博文が考える憲法案

<memo>

(2) まとめ・振り返り

「あなたは伊藤博文の憲法案は当時の日本にとってふさわしかったと考えますか？それとも他の可能性がありましたか？」に個人で答えてみましょう。

1 自分の解答

本時の振り返りを行い、資料の読み取りや話し合い、発表について振り返りましょう。また、自分の解答を検証するとして、明治憲法について今後どのようなことを学習していけばよいか記入してください。

2 振り返り

【評価規準】

	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
A	伊藤案への賛否について日本と諸外国の状況を比較しながら表現している。	一連の活動についてうまくいった点やうまくいかない点について自己分析できており、さらに学習を深めるための見通しをもっている。
B	伊藤案への賛否について理由を明確にして表現している。	一連の活動について、うまくいった点やうまくいかない点について自己分析している。
C	伊藤案への賛否について表現していない。または理由付けが曖昧または十分でない。	一連の活動について、自己分析していない。

II ワークシートの解答例および進め方

1 グループワーク

(1) グループ分け

3の倍数となるようにグループ数を決定。40人学級の場合は提案班4人×8グループ、政府班2人×4グループとする。こうすると10人単位でグループワークを行うこととなる。少ない場合は提案班を減らす、多い場合は政府班を増やして調整する。政府班の場合、役割分けは行わない。

あなたのグループは（ 提案班 a ・ 提案班 b ・ 明治政府班 ）

提案班 役割1（ 提案1 ） 役割2（ 提案2 ） 役割3（ 司会 ） 役割4（ 記録 ）

名前（ ） 名前（ ） 名前（ ） 名前（ ）

(2) 提案の検討（15分）

各国の憲法（資料1）を参考に、憲法に入れるべき内容を検討します。比較できるように①国家体制（政治体制や主権者など）と②国民の権利をどうするかを必ず盛り込んでください。また、各国の憲法のどの部分を参考にしたか、なぜそれが日本にふさわしいのか採用理由を提案してください。それを満たせば後は自由に考えてかまいません。政府班もどんな提案がなされるか、どう評価するか方針を立てておきましょう。（15分）

- ① 英 国王の権限を制限、議会に強い権限 → 天皇は権威のみを残し、実際には議会中心に政治を行う。
 仏 共和政を採用し、国民に主権がある → 国民を主役とする。（天皇の存在する日本には採用は難しい）
 独 国王や大臣に強い権限、議会の権限はやや弱い → 天皇の権限を強め、天皇と政府中心の国家を作る。
- ② 英 → 議会で国民の権利を議論する → 議会制を発達させ、そこで権利についても決めていく。
 仏 → 国民の権利を幅広く認める → 国民が求める自由・平等権を認め、近代的な国家を目指す。
 独 → 国民の権利を認めるが、法律の留保 → 権利を認めつつ、完全には認めず政府が制限する。

(3) プレゼン（5分）

それぞれ2分で政府班にプレゼンを行います。政府班はもちろん、相手班の発表もよく聞いておきましょう。

【判断のポイント】を参考に、他班の発表を聴く。

(4) 政府班の審議（3分）

政府班は判断のポイントをもとに各班の提案を検討し、どちらを採用するか決めてください。提案班は待っている間に相手の班の提案を評価してみましょう。

	政治体制	国民の権利	表現	総合評価
a班	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C
b班	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C

A：規準より優れている B：規準を満たしている C：規準を下回る

【判断のポイント】

政治体制	国民の権利	表現
日本にふさわしい政治体制に関する条文を、各国憲法を参考に提案しているか。	日本にふさわしい国民の権利に関する条文を、各国憲法を参考に提案しているか。	提案の説明は分かりやすく、論理的であるか。

(5) 政府班の評価 (1分)

2分で検討の結果を各班に伝達します。提案班が納得できるような部分を評価したか、どこが不十分であったか説明してください。

2 解説・まとめ

(1) 伊藤博文が考える憲法案

<memo>

次のような点に触れる。

- ・伊藤がドイツを参考に憲法を作成したこと。君主権が強く、議会や国民の権利については抑制的であったこと。
- ・諸外国の憲法を模倣しただけでなく、日本と諸外国の現状を比較しながら案を検討したこと。
(イギリスの議会制を評価しつつも、日本では政党や国民が成熟しておらず、まだ導入には早すぎる点など)
- ・私擬憲法を紹介し、当時の国民の間でもどのような憲法を作るか議論されていたこと。
- ・憲法とは単なる文字ではなく、多くの人々が日本という国の現状とあるべき姿を考え提案した文書だということ。

(2) まとめ・振り返り

「あなたは伊藤博文の憲法案は当時の日本にとってふさわしかったと考えますか？それとも他の可能性がありますか？」に個人で答えてみましょう。

1 自分の解答

(賛成の解答例) 伊藤案で作成されてよかったと考える。なぜならドイツと日本はともに皇帝(天皇)が存在している点で状況が似ており、イギリスの議会制やフランスの国民主権などをいきなり導入しては急激な変化が起き、国家運営が不安定になる恐れが高いから。

(他の可能性があった立場の解答例1) 他の可能性があったと考えられる。イギリスのように議会制を採用すべきであった。日本でも一部の藩の有力者だけでなく、議会や選挙を通して国民の政治参加を促し、政党政治を実現させていくべきであった。

(他の可能性があった立場の解答例2) 他の可能性があったと考えられる。フランスのように国民の権利をもっと充実させていくべきであった。国民の権利を制限する条文は、国民の自由や生命を政府が脅かす可能性が残ってしまう。

本時の振り返りを行い、資料の読み取りや話し合い、発表について振り返りましょう。また、自分の解答を検証するとして、明治憲法について今後どのようなことを学習していけばよいか記入してください。

2 振り返り

自分の学習を調整しているかを判断する。話し合いや発表について自己分析しているか。歴史総合を学んでいく際に日本の歴史が明治憲法下でどのような展開を見せるのか見通しを持っているかなどを評価する。

【評価規準】

	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
A	伊藤案への賛否について日本と諸外国の状況を比較しながら表現している。	一連の活動についてうまくいった点やうまくいかない点について自己分析できており、さらに学習を深めるための見通しを持っている。
B	伊藤案への賛否について理由を明確にして表現している。	一連の活動について、うまくいった点やうまくいかない点について自己分析している。
C	伊藤案への賛否について表現していない。または理由付けが曖昧または十分でない。	一連の活動について、自己分析していない。

Ⅲ 資料（各国憲法の抜粋）

資料1 権利の章典（イギリス）

イギリスには明文化された憲法というものは存在しないが、『権利の章典』など重要な法令を憲法に準じるものとして扱うことを議会で決定している。また国民の権利については議会および国王が議院内で制定する議会制定法が最上の規定となるため、どのような人権が認められるかは議会で決定され、禁止されていないものは権利として認められると理解されていた。

先述の国王ジェームズ2世^{※1}が国政から退位し、それによって王座が空位となりオレンジ公殿下^{※2}（全能なる神の恩寵によりこの王国を教皇主義と専制支配から解放する輝かしい使徒とられた）はプロテスタントなる聖俗貴頭^{※3}への書状を書かしめ、各州、都市、大学、特権都市、そして五港への書状を書かして、権利によって議会に送られ、1688年1月22日にウエストミンスターにて会し着席するそれらの代表する人物の選出を求め、彼らの宗教、法律ならびに自由が二度と転覆の危機にさらされることのないような体制をつくらんとした、それらの書状に基づき、選挙がなされた。

そしてそれに基づき、聖俗貴頭ならびに庶民はそれぞれの選挙の書状に従い、今余すことなく自由にこの国民を代表するものとして集い、先に述べられた目的を達成するための最善の手段をこの植えなく真剣に考慮し、まず古来からの権利と自由を擁護し、主張するために宣言する。

- 1 議会の同意なくして国王の権限によって法律の効力を停止したり、その失効を停止したりするとされた権力は違法である。
- 4 議会の同意なくして国王大権による資金集めは違法である。
- 5 国王に請願することは臣民の権利であり、そのような請願を理由とした拘禁ないし訴追は違法である。
- 6 議会の同意なくして王国内に平時に常備軍を募り、維持することは違法である。
- 8 議員の選挙は自由であるべきである

両陛下が満足し、よしとされることはすべてこの現議会の権威によって宣言され、立法化され、確立されるべきであり、この王国の方として永遠に存続し、残り、そうあり続けるものとする。そして同じことは前記両陛下によって、議会に会した聖俗貴頭と庶民の助言と同意を得てそれによって、そしてその権威によってしかるべく宣言され、立法化され、確立されるべきである。

※1 専制的支配を行ったため、名誉革命で国外に亡命し退位したイギリス王

※2 新たに即位したウィリアム3世

※3 聖職者・非聖職者、貴族、名声のある者のこと

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ○・△・×

資料2 1793年憲法（フランス）

伊藤の憲法調査時のフランスは、正確に言えば、第三共和国憲法（1875年憲法）下にあるが、フランスの政治体制や国民の権利についてより特徴の分かりやすいフランス革命中に国民公会で制定された1793年憲法を資料とした。

「人間および市民の権利の宣言」

- 第1条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人間にかれらの自然の、かつ時効にかからない権利の享受を保障するために設けられる。
- 第2条 これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。
- 第3条 すべての人間は、本来の性質として平等であり、かつ法律の前に平等である。
- 第7条 印刷の手段によってであれ、他のすべての手段によってであれ、その思想およびその意見を表明する権利、平穩に集会する権利、自由な礼拝は、禁止されえない。
- 第11条 法律が定める場合以外かつ法律が定める形式なしにある人にたいしおこなわれたすべての行為は、恣意的であり、専政的である。ある人にたいして暴力によってそれが実施されようとするときは、その人は実力によってこれを撃退する権利を持つ。
- 第16条 所有権は、すべての市民に属する。その財産、その収入、その労働と産業の成果を、任意に享受しかつ処分する権利である。
- 第25条 主権は人民に在る。主権は、一であり分割できず、時効にかからずかつ譲り渡すことができない。
- 第35条 政府が人民の権利を侵害するときは、反乱が、人民にとってかつ人民の各部分にとって、もっとも神聖な権利であり、もっとも欠くべからざる義務である。

「憲法」

- 第7条 主権者人民は、フランス市民の総体である。
- 第8条 主権者人民は、その代議士を直接任命する。
- 第10条 主権者人民は、法律を審議する。
- 第22条 （人口）40,000人にたいし、代議士は一人である
- 第24条 任命は、投票の絶対多数でおこなわれる。
- 第53条 つぎのものにかんする立法府（代議士により構成される国民議会のこと）の行為は、法律という一般的な名の下に包含される。
 民事・刑事立法 共和国の通常の入と支出の一般管理
 租税の性質、総額および徴収 戦争の宣言 公教育（一部省略）

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ○・△・×

資料3 プロイセン憲法（ドイツ）

当時のドイツはプロイセンのビスマルクを中心にドイツ帝国が成立し、ドイツ帝国憲法が制定されていた。ドイツ帝国は連邦国家であるため、連邦を構成するプロイセン憲法（1850年制定）を資料として提示した。なお、ドイツ帝国憲法には人権規定はなく、各邦に委ねるとされていた。

- 第4条 すべてのプロイセン人は、法律の前に平等である。身分上の特権は認められない。公職には、法律により定められた条件の遵守のもとで、その能力のあるすべての者が平等に就くことができる。
- 第5条 人身の自由は保障される。その制限、特に拘禁がゆるされる条件及び方式は法律によって定められる。
- 第9条 所有権は不可侵である。所有権は公共の福祉という理由に基づいて、法律に従って、事前に、緊急な場合には少なくとも暫定的に、確定されるべき補償と引替えにのみ、奪われ、あるいは制限されることができる。
- 第27条 ①すべてのプロイセン人は、言語、文書、印刷物及び具体的表現により、自己の意見を自由に表明する権利を有する。②検閲は行われてはならない。出版の自由のその他のすべての制限は、法律制定の方法によってのみ [なされうる]。
- 第43条 国王の一身は、不可侵である。
- 第44条 国王の大臣は責任を負う。国王の統治行為のすべてが有効になるためには、それによって責任を負う大臣の副署が必要である。
- 第45条 国王にのみ執行権は帰属する。国王は大臣を任免する。国王は法律の公布を命じ、その失効のために必要な命令を発する。
- 第48条 国王は宣戦を布告し、平和条約を締結し、外国の政府とその他の条約をも締結する権利を有する。通商条約である場合、あるいはそれによって国に負担が課せられ又は個々の国民に義務が課される場合には、有効となるためには議会の承認が必要である。
- 第51条 国王は議会を召集し、その会期を閉じる。国王は両議院を同時に、あるいは一方のみを解散することができる。ただしこの場合には、解散後60日以内に選挙人が、及び解散後90日以内に両議院が召集されなければならない。
- 第62条 ①立法権は国王と2つの議院によって共同して行使される。②すべての法律は国王と両議員の一致を必要とする。
- 第64条 ①国王、並びに各議院は法律を提案する権利を有する。②議院の一つ又は国王によって否決された法律案は、同じ会期中には再提出することはできない。

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ○・△・×

IV 資料 (各国憲法の抜粋のポイント)

資料1 権利の章典 (イギリス)

イギリスには明文化された憲法というものはないが、『権利の章典』など重要な法令を憲法に準じるものとして扱うことを議会で決定している。また国民の権利については議会および国王が議院内で制定する議会制定法が最上の規定となるため、どのような人権が認められるかは議会で決定され、禁止されていないものは権利として認められると理解されていた。

先述の国王ジェームズ2世^{※1}が国政から退位し、それによって王座が空位となりオレンジ公殿下^{※2} (全能なる神の恩寵によりこの王国を教皇主義と専制支配から解放する輝かしい使徒とられた) はプロテスタントなる聖俗貴頭^{※3}への書状を書かしめ、各州、都市、大学、特権都市、そして五港への書状を書かして、権利によって議会に送られ、1688年1月22日にウエストミンスターにて会し着席するそれらの代表する人物の選出を求め、彼らの宗教、法律ならびに自由が二度と転覆の危機にさらされることのないような体制をつくらんとした、それらの書状に基づき、選挙がなされた。

そしてそれに基づき、聖俗貴頭ならびに庶民はそれぞれの選挙の書状に従い、今余すことなく自由にこの国民を代表するものとして集い、先に述べられた目的を達成するための最善の手段をこの植えなく真剣に考慮し、まず古来からの権利と自由を擁護し、主張するために宣言する。

- 1 議会の同意なくして国王の権限によって法律の効力を停止したり、その失効を停止したりするとされた権力は違法である。
- 4 議会の同意なくして国王大権による資金集めは違法である。
- 5 国王に請願することは臣民の権利であり、そのような請願を理由とした拘禁ないし訴追は違法である。
- 6 議会の同意なくして王国内に平時に常備軍を募り、維持することは違法である。
- 8 議員の選挙は自由であるべきである

両陛下が満足し、よしとされることはすべてこの現議会の権威によって宣言され、立法化され、確立されるべきであり、この王国の方として永遠に存続し、残り、そうあり続けるものとする。そして同じことは前記両陛下によって、議会に会した聖俗貴頭と庶民の助言と同意を得てそれによって、そしてその権威によってしかるべく宣言され、立法化され、確立されるべきである。

※1 専制的支配を行ったため、名誉革命で国外に亡命し退位したイギリス王。

※2 新たに即位したウィリアム3世

※3 聖職者・非聖職者、貴族、名声のある者のこと

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ○・△・×

資料2 1793年憲法（フランス）

伊藤の憲法調査時のフランスは、正確に言えば、第三共和国憲法（1875年憲法）下にあるが、フランスの政治体制や国民の権利についてより特徴の分かりやすいフランス革命中に国民公会で制定された1793年憲法を資料とした。

「人間および市民の権利の宣言」

- 第1条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人間にかれらの自然の、かつ時効にかからない権利の享受を保障するために設けられる。
- 第2条 これらの権利は、平等、自由、安全、所有である。
- 第3条 **すべての人間は、本来の性質として平等であり、かつ法律の前に平等**である。
- 第7条 印刷の手段によってであれ、他のすべての手段によってであれ、その思想およびその意見を表明する権利、平穩に集会する権利、自由な礼拝は、禁止されえない。
- 第11条 法律が定める場合以外かつ法律が定める形式なしにある人にたいしおこなわれたすべての行為は、恣意的であり、専政的である。ある人にたいして暴力によってそれが実施されようとするときは、その人は実力によってこれを撃退する権利を持つ。
- 第16条 **所有権は、すべての市民に属する**。その財産、その収入、その労働と産業の成果を、任意に享受しかつ処分する権利である。
- 第25条 **主権は人民に在る**。主権は、一であり分割できず、時効にかからずかつ譲り渡すことができない。
- 第35条 **政府が人民の権利を侵害するときは、反乱が、人民にとってかつ人民の各部分にとって、もっとも神聖な権利**であり、もっとも欠くべからざる義務である。

「憲法」

- 第7条 主権者人民は、フランス市民の総体である。
- 第8条 主権者人民は、その代議士を直接任命する。
- 第10条 主権者人民は、法律を審議する。
- 第22条 （人口）40,000人にたいし、代議士は一人である
- 第24条 任命は、投票の絶対多数でおこなわれる。
- 第53条 つぎのものにかんする立法院（代議士により構成される国民議会のこと）の行為は、法律という一般的な名の下に包含される。
 民事・刑事立法 共和国の通常の入と支出の一般管理
 租税の性質、総額および徴収 戦争の宣言 公教育（一部省略）

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ◎・△・×

資料3 プロイセン憲法（ドイツ）

当時のドイツはプロイセンのビスマルクを中心にドイツ帝国が成立し、ドイツ帝国憲法が制定されていた。ドイツ帝国は連邦国家であるため、連邦を構成するプロイセン憲法（1850年制定）を資料として提示した。なお、ドイツ帝国憲法には人権規定はなく、各邦に委ねるとされていた。

第4条 すべてのプロイセン人は、法律の前に平等である。身分上の特権は認められない。公職には、法律により定められた条件の遵守のもとで、その能力のあるすべての者が平等に就くことができる。

第5条 人身の自由は保障される。その制限、特に拘禁がゆるされる条件及び方式は法律によって定められる。

第9条 **所有権は不可侵である。所有権は公共の福祉という理由に基づいて、法律に従って、事前に、緊急な場合には少なくとも暫定的に、確定されるべき補償と引替えにのみ、奪われ、あるいは制限されることができる。**

第27条 ①すべてのプロイセン人は、言語、文書、印刷物及び具体的表現により、自己の意見を自由に表明する権利を有する。②検閲は行われてはならない。出版の自由のその他のすべての制限は、法律制定の方法によってのみ [なされうる]。

第43条 国王の一身は、不可侵である。

第44条 **国王の大臣は責任を負う。国王の統治行為のすべてが有効になるためには、それによって責任を負う大臣の副署が必要**である。

第45条 **国王にのみ執行権は帰属する。国王は大臣を任免する。**国王は法律の公布を命じ、その失効のために必要な命令を発する。

第48条 国王は宣戦を布告し、平和条約を締結し、外国の政府とその他の条約をも締結する権利を有する。通商条約である場合、あるいはそれによって国に負担が課せられ又は個々の国民に義務が課される場合には、有効となるためには議会の承認が必要である。

第51条 国王は議会を召集し、その会期を閉じる。国王は両議院を同時に、あるいは一方のみを解散することができる。ただしこの場合には、解散後60日以内に選挙人が、及び解散後90日以内に両議院が召集されなければならない。

第62条 ①**立法権は国王と2つの議院によって共同して行使される。**②**すべての法律は国王と両議員の一致を必要とする。**

第64条 ①国王、並びに各議院は法律を提案する権利を有する。②議院の一つ又は国王によって否決された法律案は、同じ会期中には再提出することはできない。

国王の権利 ○・△・×

議会の権利 ○・△・×

国民の権利 ○・△・×